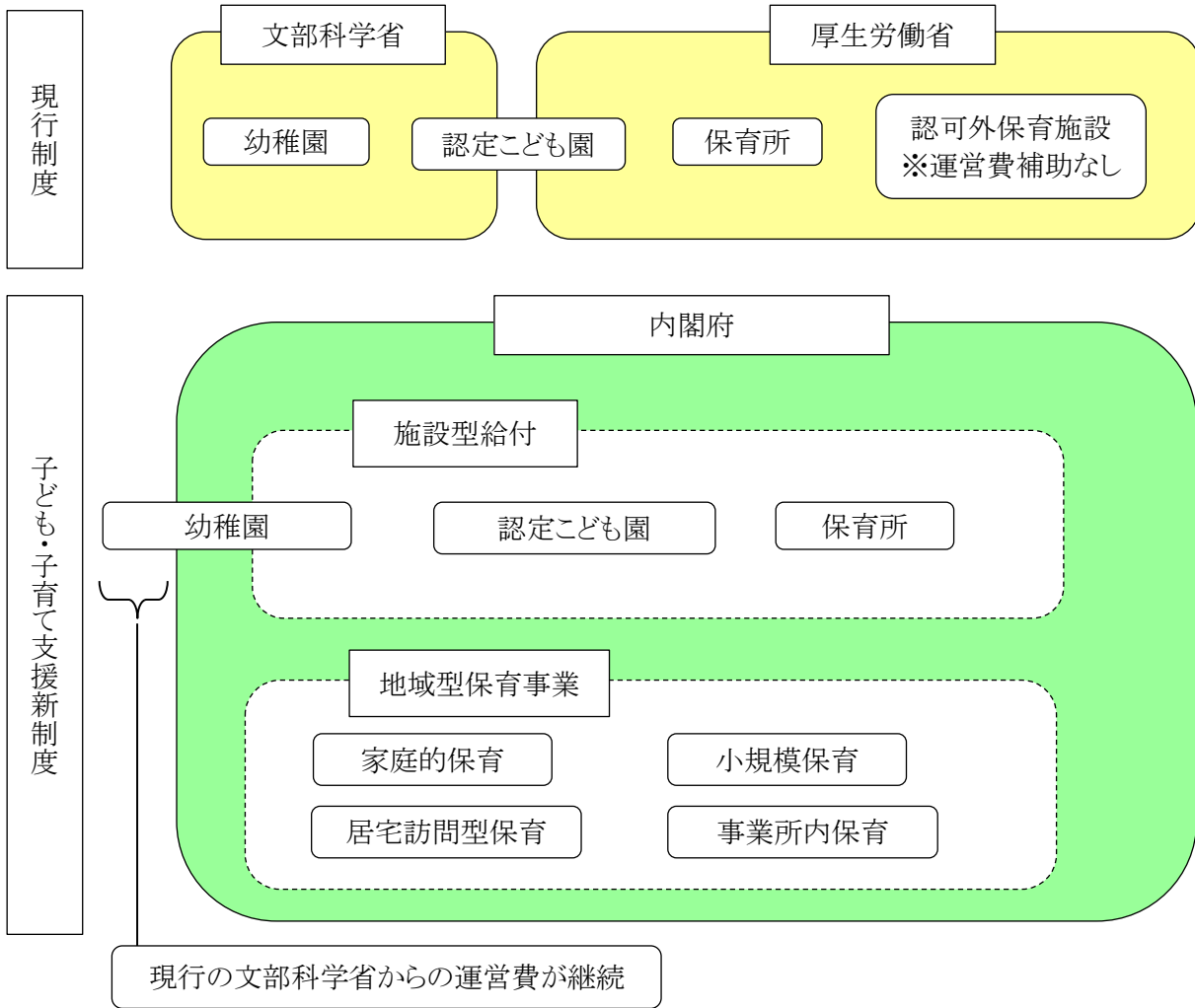


【現行制度と子ども・子育て支援新制度における給付の仕組み】



【新制度における給付対象となるための「認可」と「確認」】

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

- 「認可」: 人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。
- 「確認」: 利用定員や運営に関する基準を満たし、給付の対象施設・事業者として適格か。

給付の種類	施設・事業	認可	確認
施設型給付	幼稚園	山形県	酒田市
	保育所		
	認定こども園		
地域型保育事業	家庭的保育	酒田市	
	小規模保育		
	居宅訪問型保育		
	事業所内保育		

酒田市が「認可に関する基準」と「確認に関する基準」を定める必要があります。

【子どもの教育・保育給付に関する支給認定の区分(保育の必要性)】

子どもの認定の区分	対象となる子ども	施設・事業の基本利用時間(※)	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で就学前の子ども (2号認定を除く)	教育標準時間:4時間	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育短時間:8時間 保育標準時間:11時間	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育短時間:8時間 保育標準時間:11時間	認定こども園 保育所 地域型保育事業

※保護者の就労時間等、保育の必要性の状況により、基本利用時間の区分が変わります。

酒田市が「支給認定に関する基準」を定める必要があります。

【用語の解説】

No.	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	1 子ども・子育て支援法(以下、法という。) 2 認定こども園法の一部改正 3 児童福祉法等の一部改正
2	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。
3	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)
4	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、「学校教育法」第一条に規定する幼稚園及び「児童福祉法」第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
5	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
6	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
7	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
8	地域型保育給付	家庭的保育や小規模保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
9	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)

【用語の解説(つづき)】

No.	用語	定義
10	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
11	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
12	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
13	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
14	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。</p> <p>(法第19条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育(幼稚園等)のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
15	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
16	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ(学童保育)等の事業。(法第59条)